

商標	判決年月日	令和7年12月1日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10056号		

○ 「ゴミサー」を標準文字で表してなり、指定役務を第40類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」とする本件商標は、「ゴミサー」を標準文字で表してなり、指定商品を第7類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」とする引用商標との関係で、商標が同一であり、本件商標の指定役務が引用商標の指定商品と類似しているから、商標法4条1項11号に該当するとして、商標登録無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 登録第6414447号商標

(審決) 無効2023-890069号

判決要旨

1 本件は、被告が商標権を有し、「ゴミサー」を標準文字で表してなり、指定役務を第40類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」とする本件商標(登録第6414447号)の無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)の取消訴訟である。

原告は、無効審判請求において、原告が商標権を有し、「ゴミサー」を標準文字で表してなり、指定商品を第7類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」とする商標を引用商標として、本件商標が商標法4条1項11号に該当すると主張した。また、原告は、本件商標が同項15号及び7号に該当するとも主張した。

しかし、本件審決は、本件審決が上記各号のいずれにも該当しないと判断した。このうち、商標法4条1項11号について、本件審決は、「生ゴミ処理機の貸与」と「生ゴミ処理機」の一般的、恒常的な取引の実情において、貸与と商品の販売とは流通形態を異にするものであり、また、商品の貸与を業とする者は、当該商品の製造・販売業者ではなく、リース又はレンタルする事業者であることが一般的であるといえ、「生ゴミ処理機」の製造、販売する事業者とそれをリース又はレンタルする事業者が必ずしも一致するとはいえず、「生ゴミ処理機の貸与」は、他人の求めに応じて物品を貸与することが当該役務の本質であるといえることから、その用途は「生ゴミ処理機の貸与のため(用)」であるのに対し、「生ゴミ処理機」の用途は、正に生ゴミを処理・分解するための商品そのものであるから、必ずしも用途が一致するとはいえず、さらに、商品の販売場所と役務の提供場所も必ずしも一致しないことを、同号該当性を否定する根拠とした。

2 本判決は、概要、以下の(1)及び(2)のとおり、本件商標の指定役務(本件指定役務)は引用商標の指定商品(引用指定商品)と類似すると判断した。その上で、本判決は、本件商標は引用商標と同一であるから、商標法4条1項11号に該当すると判断し、本件

審決を取り消した。なお、本件審決における請求人（原告）の主張の摘示では、下記(2)で挙げられている取引の実情に関する主張及びこれに関する証拠は記載されておらず、これらの主張立証が審判手続の段階ではされていなかったことが窺われる。また、本判決は、同項15号及び7号該当性については判断していない。

(1) 指定商品・指定役務の類否の判断基準

ある商標の指定商品と他の商標の指定役務とが類似のものであるかどうかは、それらの商品及び役務が通常同一営業主により製造、販売又は提供されている等の事情により、それらの商品と役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるか否かによって判断するのが相当である。

(2) 本件商標についての判断

本件の証拠から認められる事実によれば、本件商標の登録査定がされた時点で、建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情があったことが認められる。

建設機械は第7類に属する商品であり、引用指定商品「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」も第7類に属するものである。

以上のとおり、引用指定商品と同じ第7類に属する建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情がある。これに加え、複写機、プリンター等の出力機器や事務用機器等の商品を取り扱う会社においても、会社の目的に商品の販売と貸与の両方を挙げる会社が複数存在する。機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは、通常、特に意外なこととまではいえず、むしろ、予想し得る範疇のことといえる。また、本件指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。

これらの事情を考慮すれば、本件指定役務と引用指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるということができる。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。